

飯島町民間宅地開発補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町への移住と定住化を促進し地域の活性化を図るため、新たに宅地分譲を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、飯島町補助金交付規則（昭和36年飯島町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、町長が補助対象者として適当であると認める者とする。

- (1) 町税その他義務的納金の滞納がないこと。
- (2) 飯島町暴力団等反社会的勢力排除条例（平成24年飯島町条例第14号）に規定する暴力団等でないこと。

(補助対象用地)

第3条 補助金の交付の対象となる用地は、次の要件を満たす用地とする。

- (1) 1区画当たりの面積が165平方メートル以上の住宅用地を3区画以上分譲する用地であること。
- (2) 戸建住宅の用途に供される住宅用地であること。
- (3) 用地内に新設道路を設置する場合にあっては、幅員4メートル以上であること。
- (4) 既存の国道、県道、町道又は飯島町の管理する認定外道路に接する用地であること。
- (5) 用地に接する既存道路のうち、町道又は飯島町の管理する認定外道路であって、有効幅員が4メートル未満の道路である場合は、道路中心線から2メートル又は既存道路の有効幅員が4メートルになるまで道路後退し、道路後退した用地を町に寄附すること。ただし、道路管理者との協議により寄附不要と判断された場合は、この限りでない。
- (6) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害特別警戒区域外であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号の計算方法により算出した額のいずれか低い額とし、200万円を限度とする。

- (1) 分譲区画数に30万円を乗じた額に、前条第1項第3号の新設道路及び同項第5号による寄附用地の面積に1平方メートルあたり5千円を乗じた額を加算した額
- (2) 民間宅地開発事業に係る工事費に2分の1を乗じた額

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ宅地開発地の造成事業（以下「補助事業」という。）を行う前に、飯島町民間宅地開発補助金交付事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて町長と協議しなければならない。

- (1) 宅地開発地の位置図
- (2) 宅地開発地の土地の公図の写し

- (3) 宅地開発地の土地の登記全部事項証明書の写し
- (4) 宅地開発地の土地の求積図
- (5) 宅地開発地の現況図
- (6) 宅地開発地の土地利用計画平面図
- (7) 宅地開発地の排水施設計画平面図
- (8) 宅地開発地の道路横断面図
- (9) 宅地開発地の排水施設構造図
- (10) 宅地開発地の道路・排水施設の計画縦断面図
- (11) 現況写真

2 町長は、前項の協議があったときは、その内容を審査し、協議の結果を飯島町民間宅地開発補助金交付事前協議結果通知書（様式第2号）により事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業に着手する30日前までに飯島町民間宅地開発補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 飯島町民間宅地開発補助金交付事前協議結果通知書の写し
- (2) 事業者の法人の登記全部事項証明書（個人にあっては、住民票の写し）
- (3) 補助対象者以外の権利者が存在する場合は、権利者全員から同意を得たことを証明する書類
- (4) 町税その他義務的納金の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（決定の通知等）

第7条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、飯島町民間宅地開発補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請した事業者へ通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合に必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付すことができる。

（変更又は中止）

第8条 前条の決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、飯島町民間宅地開発補助金変更（中止）申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を精査して補助金の交付の決定の変更又は取消しを決定し、飯島町民間宅地開発補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、変更を承認する場合に必要があるときは、当初の交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

（実績報告）

第9条 事業者は、工事が完了した日から起算して15日以内に飯島町民間宅地開発補助金

完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 宅地開発地の位置図
- (2) 宅地開発地の土地の公図の写し
- (3) 宅地開発地の土地の求積図
- (4) 現況写真
- (5) その他町長が必要と認める書類
(補助金の交付額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯島町民間宅地開発補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに飯島町民間宅地開発補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、飯島町民間宅地開発補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第10条関係）

様式第9号（第11条関係）

様式第10号（第12条関係）

(制定理由)

町内への移住定住を促進するため民間による宅地開発について補助を実施するにあたり、新たに要綱を定めるものです。